



～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

宅建だより 苫小牧

No. 415
2024年 3月20日 発行
(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部
苫小牧市表町5丁目10番7号
TEL(0144)33-9383 FAX(0144)32-2568
URL:<http://takken-tomakomai.jp/>



第13回支部会員会議の開催について

第13回支部会員会議を下記の日程で開催いたします。
会員会議への出席は代表者もしくは職務代行者に限られます。会議終了後の観桜会にもぜひご出席くださいますようお知らせいたします。

記

- 1 会員会議日時 令和6年4月23日(火)
午後4時30分～
- 2 会場 グランドホテルニュー王子 芙蓉の間
観桜会は若草の間
詳細については、会員会議資料と共に郵送でご案内いたします。

職務代行者の届出について

会員(会社代表者)が協会の総会等に常時出席できず議決権を行使できない場合は、あらかじめその会員の事務所に勤務している者を職務代行者として登録しておくことができます。

研修会その他支部行事への参加には届出の必要はありません。

職務代行者の届出は、支部会員会議資料に同封して後日送付いたします。ご希望される方は、支部会員会議前日(4月22日)までに届出書を支部事務局へ提出してください。

(すでに提出されている場合は、届出の必要はありません)

苫小牧市への要望書を提出

岩倉苫小牧市長に対し不動産業界の視点から、以下の内容で要望書を提出しました。全文は支部事務局で閲覧できます。

- ① 空き家等解体補助金制度について
- ② 相続未登記等の対策について
- ③ ラピダス関連情報の共有について

ラピダス関連情報の共有について

【回答 産業経済部・企業振興課】

千歳市に進出する次世代半導体工場のRapidusが、北海道経済に与える波及効果は相当大きなものになることが想定され、半導体の量産開始を予定している2027年に向け、半導体関連企業の進出同行は、今後ますます活発化するものと考えております。さらに本市においては、日本最大級のデータセンターの立地も決定しており、その他にもGX、エネルギー、デジタル関連の企業進出も今後期待されるところであります。

本市としましても、こうした好機を捉えられるように企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。そのためには、進出意向がある企業の、オフィスや事業所等の需要にも、地域で対応していくことが重要であり、貴協会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

令和5年度空き家等対応件数

今年度支部会員の協力により、対応した空き家等は以下の7件です。

番号	令和5年度相談対応物件
1	苫小牧市錦岡493番25
2	苫小牧市錦岡493番26
3	苫小牧市北光町4丁目11-22
4	苫小牧市緑町1丁目43番10
5	苫小牧市有珠の沢町3丁目5番6
6	苫小牧市有珠の沢町3丁目5番7
7	苫小牧市錦西町1丁目270番360



会員動向

会員数 132社

宅建士の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
啓光不動産(株)	福田友一(胆振1458)	

従事者の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
啓光不動産(株)	松本みづき(231103)	
住研ハウス(株)		菅原徹郎(190726)
大東開発(株)		上野大輔(200346)

お預かりする個人情報は協会規定に基づいて取り扱います

業務報告

- 2/6 令和5年度要望書提出
- 2/8 相談業務委員会 支部事務局
- 2/9 令和6・7年度本部代議員応募公示 2/20～3/4
- 2/13 第3回不動産研修会 グランドホテルニュー王子
- 2/20 総務財務委員会 支部事務局

相談業務報告

2月に苫小牧支部に寄せられた相談
一般相談者：0件 会員業者：0件 計：0件

第3回不動産研修会の研修動画を

北海道宅建協会・全宅連ホームページでご視聴いただけます

宅建業務に必要な建築の基礎知識と関連法規改正の動き

講師：恵和建築設計事務所 代表 山本明恵氏
全宅連ホームページ[ハトサポ]：<https://www.zentakku.or.jp/hatosapo/>

公開期間は4月30日まで

視聴方法は同封の資料をご確認ください

チャレンジ宅建 (2023年度 出題) 問題文抜粋

問題：宅建業法第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査に関する記述によると、

建物状況調査とは 建物の構造耐久力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として

国土交通省令で定めるものの状況の調査であって、経年変化その他の建物に生じる事象に関する

知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める者が実施するものをいう。

いかなる状況の調査も、その目的は、建物の構造耐久力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として、国土交通省令で定めるものの状況の調査であって、経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める者が実施するものをいう。

